

鳥取県青少年問題協議会の概要

- 1 名 称 鳥取県青少年問題協議会（附属機関）
- 2 設置根拠 地方青少年問題協議会法
鳥取県青少年問題協議会設置条例
- 3 設置年月日 昭和28年10月9日
- 4 会 長 委員の互選
- 5 委員構成 20名以内
青少年問題に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命
- 6 任 期 2年

7 担当事務

(1) 地方青少年問題協議会法に基づくもの

- ・青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議
- ・青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の適切な実施に必要な関係行政機関の連絡調整
- ・青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策について、知事及び関係行政機関への意見の提出

(2) 鳥取県青少年健全育成条例に基づくもの

- ・有害図書類の指定等に関する基準の規定、基準の変更等に関する知事への意見の提出
- ・有害がん具刃物類の指定を行う場合の知事への意見の提出
- ・図書類の陳列に関する県の助言、指導に対する事業者からの異議の申し出について、知事への意見の提出

8 開催状況

- ・年1～4回開催。時間は2時間程度
- ・必要に応じ専門部会を設置し開催

〔有害図書類指定審査部会を毎年2回程度開催
とっとり若者自立応援プラン部会を令和2年度～4年度に設置〕